

第25期 第27回

定例農業委員会総会

議 事 錄

令和7年8月29日

伊予市農業委員会

第25期

第27回定例農業委員会総会議事録

令和7年8月29日（金）午後1時30分から、農業振興センターにおいて第27回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	17名
農地利用最適化推進委員	5名
事務局	局長
	次長
	係長
	主査

議事日程

(議案)

第102号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

第103号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画について 6件

第104号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

第105号 地域農業経営基盤強化促進計画（案）に係る意見について 4件

(報告)

第39号 農地法第4条第1項の規定による届出について 1件

第40号 農地法第5条第1項の規定による届出について 4件

第41号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について 1件

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第27回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番、●●委員、議席番号●●番、●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願ひいたします。

議案第102号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人 神奈川県横浜市 ●● さん

譲受人 本郡 ●● さん

申請地 本郡字●● 田 ●● m²

申請理由 (譲受人) 家庭菜園

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ1番のとおりです。

●●さんは、申請農地隣の住宅を購入しており、住宅購入・転入後の農地取得申請となります。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、関東の方から来られて、空き家を購入されました。この農地は、その住居に隣接した農地ですので、家庭菜園には最適だと思います。特に問題はございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	松前町	●●	さん
譲受人	本郡	●●	さん
申請地	本郡字●●	畠	●●m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです

●●さんは、申請農地隣に住居があります。申請農地では自家消費用の季節野菜を作付け予定と聞いております。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんの自宅に隣接した農地です。●●さん自身は、農業を志す人なので現在も農地を借りて柑橘をされています。特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひ

します。

議長

番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

新規就農者ではないのですか。

●● 推進委員

はい。●●の研修をある程度受けられた方で、研修は終わったと言わっていました。これから柑橘関係の空いている園地を紹介してもらって、作付けしたい状態ですので、農業に対して意欲的でありますし、農業で生計を立てたいとの思いもあります。元の持主の方から贈与で受けて、広さも問題ないと思います。

●● 農業委員

問題はないのですが、新規就農者であれば行政に相談となるのですが、どのようにされるのですか。

事務局

●●さんにつきましては、伊予市での農地の取得が初めてとなりますので、新規の取得者になります。ただ、申請内容としましては、先ほどお伝えした通り自家菜園で自家消費の野菜を作ることとなっておりまして、こちらの農地で販売は考えておられませんので、家庭菜園での農地の新規取得として申請を受け付けております。

●● 農業委員

これは申請をしてある農地のみの協議をするということですか。

事務局

今回の申請に対してご意見をお願いします。また、●●さんは、新規就農ではなく家庭菜園で申請を受け付けておりまして、就農支援がございませんので、ご本人さんには来ていただいておりません。今回の自宅の隣接した農地の取得に対して、問題があるかどうかを審議していただければと思います。

議長

●●さんは何か仕事をしながらですか。元々、本郡の方ですか。

●● 推進委員

本郡に来られました。

議長

これから農業をされたいという方ですね。

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人 埼玉県所沢市 ●● さん

譲受人 上吾川 ●● さん

申請地 上吾川字●● 畑 ●●m²

同じく ●● 畑 ●●m²

申請理由 (譲受人) 家庭菜園

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

●●さんは、申請農地隣の住宅を購入しており、住宅購入・転入後の農地取得申請となります。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元である私から意見を申し上げます。

●●さんは県外からこちらへ移住してこられて自宅を購入しまして、リフォームをしながら家の前と裏にある農地で家庭菜園としてやっていきたいとのことです。農業は初めてですので、家庭菜園から始めて、年齢も●●歳ですので、もし今後うまくいけば、もう少し畠を増やしていきたいとの思いを持たれています。特に問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長

番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

移住の方ですか。

議長

早期退職してこちらに来られています。そういう方が増えてくれると空き家対策に

なりますね。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

4番

譲渡人

上吾川 ●● さん

譲受人

上吾川 ●● さん

申請地

上吾川字●● 田 ●● m²

譲受人の耕作面積

●● m²

申請理由

(譲受人) 隣接農地取得による農業経営安定化

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類

売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員からの意見をお願いいたします。

●● 推進委員

●●さんの農地は、10年前から耕作されておらず現在に至っております。●●さんの息子さんがおられます BUT 息子さんは農業をされないということとその時期に田植え機が故障しまして、現在のように耕作を中止しています。●●さんについては、この農地の隣接している●●さんの農地で、現在、長く借用して耕作をしております。●●さんが、●●さんに「購入しませんか」と話をしたところ今回の申請となりました。以上です。

議長

番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

5番

貸渡人	下三谷	●●	さん
借受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
借受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の賃借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

継続して賃借権の設定を行いますので、問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

6番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●● m ²		
申請理由	(譲受人)	隣接農地取得による農業経営安定化	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。			

議長

それでは、番号6について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんですが、後継者が近くにいますので問題ないと思います。

議長

番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

7番

譲渡人	米湊	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	他3筆 合計	●● m ²	
	●● m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ7番のとおりです。●●さんへは、●●担当の●●農業委員から、現地確認の際には、草刈等の農地管理徹底についてお話を聞いていただいております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは大規模に稲作をされておりまして、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8につきまして、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

8番

譲渡人	下三谷 ●● さん
譲受人	米湊 ●● さん
申請地	下三谷字●● 田 ●●m ²
	他2筆 合計 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8番のとおりです。●●さんは兼業農家です。申請地については、以前より所有者になってくれる方を探していた農地であり、今回の●●さんにお願いすることができたと聞いております。●●さんも高齢で

はあります、農業経験も長いことから問題はないかと思います。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

続いて、番号9につきまして、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

9番

譲渡人	広島市廿日市市	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人) 農業経営安定化 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ9番のとおりです。

●●さんと●●さんは、基盤法による利用権設定にて賃貸借契約をしておりましたが、●●さんが高齢のため農地を譲渡したいとのことで、今月、賃貸借契約を解約して、今回の所有権移転申請に至りました。解約内容については報告番号41号にて報告します。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

番号9につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号9について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号9について承認いたします。

議案第103号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定め、同条第7項の規定により、次のとおり公告するため審議を求める。

農用地利用集積等促進計画（第3号）番号1～6について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、事前に送付させていただいていた別冊、令和7年度「農用地利用集積等促進計画」第3号をご覧下さい。こちらには、各申請の利用権設定内容を載せております。

今回の利用権設定の申し出の合計は、6件、17筆、16,573m²。内訳としましては、有償の件数が4件、無償の件数が2件と有償の件数が無償の件数の2倍となっております。

農用地利用集積等促進計画については、前回総会にてお伝えしたとおり計画自体・全体の傾向等について一括審議という形でご意見があればいただきたいと思います。

今年度から農業経営基盤強化促進法による利用権設定ができなくなったことにより、農地の貸借契約方法においては、農地法3条申請又は、農地中間管理機構をとした農用地利用集積等促進計画の設定のどちらかとなっております。

促進計画を定めるにあたり、農業委員会の意見聴取を行う意義についてもお話しします。農業委員会総会での意見聴取は、地域の農業委員が、計画案の内容が地域の実情に合っているか、適切な農地利用につながるか、そういったことを検証するためのプロセスとなっております。各申請詳細においては担当地区農業委員さん・推進委員さんに事前に現地確認願にて確認はいただいておりますので、この総会では、農業委員・推進委員全体での計画傾向等の確認の場とさせていただければと思います。

今回の申請の傾向につきましては、米作では物納契約が多く、全体的に1反あたり約米30kgを納める契約となっております。無償の契約もありますが、土地所有者が県外等、近くにいない場合は賃料を納める形を取られています。契約年数についても10年以上の契約のものも増えており、長期間の貸借契約が増加傾向にあります。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1～6につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1～6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1～6について承認いたします。

議案第104号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1について地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は、4ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が2ページ、現地写真は3ページをご覧ください。

譲渡人は、上野、●●さん。譲受人は、松山市、●●さん。申請地は、上野字●●、田、●●m²。転用目的は、分家住宅。権利の種類等は、所有権の移転です。

譲受人は現在、松山市の会社社員寮にて生活しているが、子どもの成長や将来設計を考えると手狭であり、一戸建住宅の建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、祖母が所有し実家に隣接する申請地が、将来的な子育てと両親の介護、実家の農業経営の手伝いの面からも最適地であるため、当該申請地に分家住宅を建築すべく本申請に至ったものであります。

申請地は上野地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の大農地の広がりのない第2種農地と判断されます。

また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 1 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

議案第 105 号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）に係る意見について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

本議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

今回 4 地区の地域計画を策定する準備が整いました。各地区の説明会に参加していただいた委員の皆様には大変お世話になりました。各地区で出された意見を反映させた地域計画と、目標地図に位置付けられることを希望された方の青地農地を着色した地図がお配りしている議案第 105 号別冊の資料になります。

表紙に書かれている通り、三秋、稻荷、上吾川、上三谷地区の計画案を該当ページに載せております。地域計画の記載内容について説明します。1 ページを開けてください。こちらは三秋地区のものになりますが、1 番では、地域における農業の将来の在り方について記載しており、2 番には農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について、3 番には農業者及び区域内の関係者が 2 の目標を達成するためとるべき必要な措置について、4 番には地域内の農業を担う者の一覧、5 番には、農業支援サービス事業者一覧、6 番には目標地図についてとして次のページに載せています。7 番には地域計画に係る提案の特例の記載欄があります。

次に各地区の内容についての説明ですが、各地区の現状及び、抱える課題は異なりますが、全体的な将来の在り方としての目標としましては、「担い手への農地の集積・集約化を基本として、農業を担う者により農地利用を進めること」としております。

農業を担う者及び目標地図については、三秋地区が 4 ページ 4 番の 3 名です。こちらに修正箇所があります。目標地図上の表示の欄が抜けておりました。右から 2 つ目の欄になります。上から ●● さんが A、●● さんが B、●● さんが C となります。申し訳ございません。次のページに目標地図を載せていますが、こちらに担い手ごとに色分けをしております。

他の 3 地区についても、稻荷地区が 5 ページ 4 番に担い手一覧、6 ページに目標地図、上吾川地区が 8 ページ 4 番に担い手一覧、9 ページに目標地図、上三谷地区が 11 ページ 4 番に担い手一覧、12 ページに目標地図となっております。

各地区、委員さんを含めて協議した、地域で決めた内容となっております。また、こちらは最初のたたき台となる地域計画で、地域の実情に合わせて更新していくもの

となります。

こちらは、本日付け又は9月初めに公告をして一旦完成となります。これで、伊予市全域で148ある農業集落中118農業集落で完成し、残りの地区、30農業集落は、主に旧伊予市の市街化調整区域となっております。年度内に大字単位での作成を予定していますので、各地区の説明会の際には委員の皆様にお世話になりますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長

ありがとうございます。委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

上吾川の10年後の数値は0でしょうか。

事務局

こちらは現状と同じ数値が入りまして、修正しておきます。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、本議案について、賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。本議案について承認いたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告第39号

農地法第4条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。

番号1について、事務局の説明をお願いします。

番号1

申請人は、松山市、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、畝、●●m²。転用目的は、宅地拡張で、転用面積は、同じく●●m²です。以上でございます。

報告第40号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。番号1～4について、事務局の説明をお願いします。

番号1

譲渡人は、下吾川、●●さん、他3名。譲受人は、下吾川、株式会社●●、代表取締役、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畝、●●m²、他5筆、計6筆、面積

合計●●m²。転用目的は、分譲宅地で、転用面積は、同じく●●m²。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

番号2

譲渡人は、米湊、●●さん。譲受人は、森、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、田、●●m²。転用目的は、駐車場で転用面積は、同じく●●m²。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

番号3

譲渡人は、米湊、●●さん。譲受人は、森、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、田、●●m²。転用目的は、駐車場で転用面積は、同じく●●m²。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

番号4

譲渡人は、米湊、●●さん。譲受人は、米湊、株式会社●●、代表取締役、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、畑、●●m²。転用目的は、露天駐車場で転用面積は、同じく●●m²。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

以上でございます。

報告第41号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	広島県廿日市市	●●	さん
借受人	下三谷	●●	さん
届出地	下三谷字●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤報 貸借権設定		

議長

以上で、報告事項を終わります。

それでは、その他ご質疑等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、以上で、議案審議を終了いたします。

事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は9月30日（火曜日）午後1時30分から農業振興センター1階第2会議室での開催を予定しております。

次の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願ひ致します。以上をもちまして、第27回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時15分 閉会)

年　　月　　日

議　　長

議事録署名人
